

新事業創出ネットワーク事業（新事業創出支援事業補助金、社内中核人材勉強会、セミナー等）の対象者

新事業に取り組む「中小企業者」であれば、業種を問わずに応募（参加）いただくことが可能です。

なお、「中小企業者」には、みなし大企業や社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人などが含まれておらず、これらは支援の対象外となっています。

「中小企業者」の詳細な定義は、以下に記載するとおりとなっています。

（定義）中小企業者

既に鹿児島県内（以下「県内」という。）で業を営む中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者並びに県内において新たに創業を目指す個人及びそのグループをいう。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、大企業とみなす。

ア 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している

中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている

中小企業者